

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年2月10日
【四半期会計期間】	第78期第3四半期（自平成28年10月1日至平成28年12月31日）
【会社名】	株式会社エスライン
【英訳名】	S LINE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山口嘉彦
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬博三
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬博三
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第77期 第3四半期 連結累計期間	第78期 第3四半期 連結累計期間	第77期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
営業収益 (百万円)	33,732	33,628	44,267
経常利益 (百万円)	1,294	1,292	1,580
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	866	891	1,123
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,085	1,067	774
純資産額 (百万円)	18,259	18,275	17,947
総資産額 (百万円)	33,163	33,906	31,775
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	84.96	85.67	110.28
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.74	53.90	54.03

回次	第77期 第3四半期 連結会計期間	第78期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	34.52	39.99

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「営業収益」には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 4 当社は、平成27年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。「1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定し、記載しております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢に緩やかな回復基調が見られるものの、中国を始めとするアジア新興国経済の成長鈍化や英国のEU離脱、米国の政権移行等、不安定な国際情勢の影響や原油価格の上昇基調等、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、円安による物価上昇等により消費マインドの低迷が続き、個人の消費活動にも力強さが見られないことにより、国内の貨物輸送量は伸び悩んだ状況が続いております。あわせて、労働力不足や長時間労働に対する行政の指導が厳しくなったことによる人件費の上昇や、軽油価格の上昇による燃料費の増加が見込まれる等、当社グループを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループでは、今年度を初年度とする3ヶ年の中期経営計画（スローガン：「エスラインブランドの確立に向けて」）の推進に取り組んでまいりました。この中で計画した経営目標の達成に向けて、今期は輸送・物流の両サービスの更なる拡大と質の向上を図るために「物流サービス開発センター」を開設し、専門知識や物流ノウハウを有した当社グループ社員によるワーキンググループを立ち上げ、具体的な行動計画の策定作業と実行に取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、営業収益336億28百万円（前年同期比0.3%減）、営業利益12億28百万円（前年同期比0.2%減）、経常利益12億92百万円（前年同期比0.2%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益8億91百万円（前年同期比2.9%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 【物流関連事業】

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等であります。

貨物自動車運送事業におきましては、中期経営計画のもと、その基本施策である輸配送サービス事業の収益確保、物流サービス事業の積極展開、人材と物流ノウハウの育成、経営品質の向上を着実に実行することで収入の拡大と利益の確保に努めてまいりました。

輸送サービス事業では、国内の運送需要は依然として持ち直しの動きが鈍く、特に特別積み合せ部門における貨物輸送量が減少しておりますが、当社グループの中核会社であります㈱エスラインギフにおきましては、昨年5月に三河安城支店が狭隘になったことと豊田地区への営業拡大を目指して、豊田支店（豊田市福受町、敷地面積：6,258.71㎡）として移転リニューアルをいたしました。あわせて、昨年8月には豊田支店に隣接する敷地に豊田センター（2階建、倉庫延べ床面積：4,187.11㎡）を新設し、三河地区の家電配送業務を一括して行う配送センターと自動車部品の保管・配送を行う物流センターとして営業を開始いたしました。また、昨年3月から㈱エスラインギフの東日本、中部、西日本の3本部に、貸切輸送や引越サービスの拡大を図るための「貸切・引越担当」部門を設置しました。西日本本部におきましては、大阪港湾地区における海貨業者（乙仲業者）からの貸切輸送を中心とした出荷貨物獲得のための営業活動に努めてまいりました。さらに営業マンによる積極的な営業活動により、新規のお客様獲得や既存のお客様からの出荷貨物の増量要請を行うことにより、貨物輸送量の確保に努めてまいりました。

また、家電配送業務におきましては、当社グループが取り扱う家電製品の物量減少や東海地区における家電量販店様の配送システムの見直しによる減収を補うべく、通販家具のお客様開拓や中部地区に出店した大型家具店様の配送業務、オフィス家具・什器の配送・設置業務を既存の路線ネットワークと宅内配送業務との融合により受託する等、大型家具・家電、事務用什器等、二人での配送（ツーマン配送）となる大型商品の取扱量拡大に取り組んでまいりました。また、三河地区の家電配送網の充実を図るために、㈱エスラインギフ三河センターと㈱スリーエス物流豊田営業所の2つの家電配送拠点の統合・再編を行い、新たに㈱エスラインギフ三河センターとして業務を開始いたしました。これにより固定費の圧縮と配送効率の向上を図り、収入と利益の確保に努めてまいりました。

物流サービス事業では、昨年5月より㈱スリーエス物流におきまして、今までに取り組んできた物流加工サービスの実績が評価されたこと、また、物流センターの立地条件も良いこと等が評価され、新たに菓子卸問屋様の商品保管・加工から物流センターへの配送までを行う、一貫物流サービスを立ち上げ、順調に稼働してまいりました。

また、(株)エスラインヒダにおきましては、寒冷地という地域特性から自動車ディーラーがお客様よりお預かりした自家用車の夏冬タイヤを当社がお預かりして、タイヤ交換時期に必要なとされるタイヤのお届けや交換済タイヤの引き取りを行う、保管・配送サービスを立ち上げました。今回の取り組みのように、既存の施設と現場ノウハウを有効に活用し、お客様のニーズにお応えできる総合物流サービスの提案営業活動を積極的に進めてまいります。

また、中期経営計画の施策の一つである「物流サービス開発センター」におきましては、輸送サービスの拡大を図るために、中部地区に総合配車センター設置の準備を進めてまいりました。これを足掛かりに東日本、西日本にも総合配車センターを展開し、貸切業務の拡大を進めてまいります。物流サービスの拡大に向けて、当社が納品物流を行っている衣料品量販店様のベンダー様に対して、商品保管・加工・配送までを請け負う、一貫物流サービスの獲得に向け、営業活動を進めてまいります。引越サービスでは「スワロー引越便」を当社グループ統一の引越ブランドとし、一般の引越だけでなく、路線ネットワークを活用した単身者向け引越に取り組んでまいります。この「スワロー引越便」を浸透させるために、全社共有のチラシを作成し、お取引いただいているお客様や一般消費者に配布する等の営業活動を行い、引越サービスの取扱量の拡大を図ってまいります。

この結果、物流関連事業の営業収益は329億82百万円（前年同期比0.3%減）、セグメント利益（営業利益）は14億33百万円（前年同期比1.0%増）となりました。

#### [不動産関連事業]

不動産関連事業におきましては、当社グループ各社にて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。昨年8月より(株)エスラインギフの旧三河安城支店（安城市北山崎町）の施設の賃貸（転貸）を開始しましたが、一部賃貸物件において、賃料の見直しが発生したことにより減収となりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は3億52百万円（前年同期比2.0%減）、セグメント利益（営業利益）は1億81百万円（前年同期比3.3%減）となりました。

#### [その他]

主に、旅客自動車運送事業を営んでおります。岐阜市内の高校や近隣の大学の通学バスおよび冠婚葬祭時の送迎バス、さらには競輪場のファンバス等、地元に着した運行業務に取り組んでまいりました。

また、物流センターの屋上や支店構内に太陽光パネルを設置し、発電した電力の売電事業を営んでまいりました。現在は、(株)エスラインギフの名古屋第1・第2センター、豊橋支店、豊田支店、豊田センター及び(株)スリーエス物流の本社第1センターの計6か所で発電を行っております。（総発電量1,333.96kW）

この結果、その他の営業収益は2億93百万円（前年同期比4.4%増）、セグメント利益（営業利益）は85百万円（前年同期比26.0%増）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の連結資産合計は339億6百万円となり、前連結会計年度末比21億31百万円増加しております。この主な要因は有形固定資産、現金及び預金等の増加によるものであります。

また、連結負債合計は156億31百万円となり、前連結会計年度末比18億3百万円増加しております。この主な要因は借入金の増加によるものであります。

連結純資産合計は182億75百万円となり、前連結会計年度末比3億27百万円増加しております。この主な要因は利益剰余金の増加と連結子会社の株式買取や株式交換による完全子会社化による非支配株主持分等の減少であります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

#### 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの、対象会社が買付者の

提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

(a) 中長期的な経営戦略に基づく取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。当社は、昭和13年に設立された「岐阜トラック運輸株式会社」を前身とし、以来、貨物運送事業を中心として、全国配送に向けた輸送路線網の拡大、第一次高度成長期には大量高速輸送時代に先駆けたトレーラー輸送の開始、全国の中堅輸送業者10社によるSライン日本グループによる全国輸送ネットワーク体制の確立、業界初のオンラインシステム（スリーエスシステム）の稼働、フランチャイズシステムによる宅配ネットワークの結成、子会社化方式による輸送周辺領域業務の取組み等、お客様の様々なニーズにお応えすべく注力してまいりました。平成18年10月には、グループ体制のさらなる発展と結束力の強化、各事業会社の迅速な意思決定と環境変化に伴う機動的かつ柔軟な対応、戦略的かつ明確な経営体制の整備と収益力の向上を図るために純粋持株会社体制に移行し、㈱エスラインとして新たな体制をスタートさせました。当社は、この体制移行により、特色のある21のグループ会社を傘下に有し、運送事業、物品販売事業、情報処理事業、自動車整備事業等、輸送事業とその関連周辺分野を中心とした事業領域において、機動的かつ柔軟に総合力を発揮することが、当社グループ全体の経営資本と管理の効率化を推進し、利益体質を高め企業価値の向上につながるものと考えており、ワンランク上の総合物流企業となることを目指して注力しております。

< 当社の経営理念 >

当社は、昭和13年の創業以来、

- |           |  |
|-----------|--|
| 「和」       | 社は「和」のもと、労使一体の全員経営により輸送の使命を果たしてみんなの幸せを追求する。              |
| 「法の精神」    | 国内の法または関係法令およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される企業を目指す。 |
| 「社会貢献」    | 地域に密着した企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する。                           |
| 「環境と顧客優先」 | 環境に配慮した物流企画の提案と輸送品質の向上に努め、お客様に満足していただける物流を提供する。          |
| 「全員参加」    | 全社員が職務に応じて企業の運営を分担する全員経営により、対話と活力に満ちた企業風土をつくる。           |

を経営の基本理念として掲げ、株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実に事業の発展に注力してまいりました。

< 当社の中期経営戦略 >

当社グループは地域に密着し、お客様が安心し、かつ喜んで頂ける物流の実現を基本に、お互いに信頼できる物流パートナーとして事業を営んでまいりました。最近では日々変化するビジネス環境の中で、お客様からは「物流のさらなる効率化を図りたい」「自社ビジネスの優位性を高める物流を構築したい」など、輸配送や物流に関する要請も多く寄せられています。

このような状況の中で、当社グループとしても、今まで以上にグループ総合力を発揮して、質の高い物流サービスを、永続的に提供していきたいと考えており、その基盤作りとなる3ヶ年計画を策定いたしました。

2017年3月期は、当社設立70周年の記念の年にあたりますので、この節目の年をスタートラインとして、今まで以上にサービスレベルの向上と、事業領域の拡大を図ることにより、「安心・安全で、信頼される物流企業」であり続けるために、「エスラインブランドの確立に向けて」をスローガンとした中期経営計画を策定し、経営目標の達成と、企業価値の向上に取り組んでまいります。

基本方針『エスライングループの総合力で、お客様に喜ばれる物流を提供する』のもと、

- (イ) 輸配送サービス事業の収益確保  
特積み事業を中心に、輸配送ネットワークを強化し、安定収益を確保する。
- (ロ) 物流サービス事業の積極展開  
物流サービスの質を高めるとともに、輸配送サービスとの連携を強化し、事業領域の拡大を図る。
- (ハ) 人材と物流ノウハウの育成  
安定した雇用体制と、物流マインド（物流に興味を持ち、熱い気持ちで物流業務に取り組む姿勢、物流を通じてお客様により良いサービスを提供したいと思う気持ち）を育む教育体制を充実し、人材の確保と育成に務める。
- (ニ) 経営品質の向上  
環境と安全を配慮した企業活動により、高品質の物流サービスを提供する。コンプライアンス体制を強化し、社会から信頼される企業を目指す。

を実践して、経営目標達成に向けて努力してまいります。

(b) 当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）強化への取組みについて

当社グループは、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性および効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会的責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令遵守およびリスク管理等の徹底のために、「コンプライアンス推進委員会」「リスクマネジメント推進委員会」を設置し、グループ会社の各部署・支店と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実等に積極的に取り組んでおります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入して、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」について、従前のプランの一部語句の修正し、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

その概要は以下のとおりです。

(a) 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

(b) 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後大規模買付行為を開始するというものです。

(c) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

(d) 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

(e) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成29年6月30日までに開催予定の当社第78期定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること (b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること (c)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること (d)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること (e)デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,847,000
計	40,847,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,545,203	10,545,203	名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株 であります
計	10,545,203	10,545,203	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年10月1日～ 平成28年12月31日	-	10,545	-	1,938	-	2,000

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,525,500	105,255	-
単元未満株式	普通株式 19,703	-	-
発行済株式総数	10,545,203	-	-
総株主の議決権	-	105,255	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,425	3,891
受取手形及び営業未収入金	5,269	2 5,665
貯蔵品	37	42
繰延税金資産	223	224
その他	438	530
貸倒引当金	4	1
流動資産合計	9,388	10,352
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,200	7,093
機械装置及び運搬具(純額)	2,213	2,631
土地	10,696	10,706
リース資産(純額)	256	222
建設仮勘定	304	25
その他(純額)	126	165
有形固定資産合計	19,796	20,844
無形固定資産	87	91
投資その他の資産		
投資有価証券	1,435	1,574
退職給付に係る資産	27	24
繰延税金資産	163	165
その他	898	875
貸倒引当金	22	21
投資その他の資産合計	2,502	2,618
固定資産合計	22,386	23,554
資産合計	31,775	33,906

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	4,489	2,491
短期借入金	410	1,260
1年内返済予定の長期借入金	667	788
未払法人税等	384	156
賞与引当金	406	134
役員賞与引当金	36	22
設備関係支払手形	1	1
その他	887	1,075
流動負債合計	7,284	8,349
固定負債		
長期借入金	589	1,480
繰延税金負債	1,842	1,886
役員退職慰労引当金	105	99
退職給付に係る負債	3,220	3,140
資産除去債務	231	262
その他	555	412
固定負債合計	6,543	7,281
負債合計	13,827	15,631
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,938	1,938
資本剰余金	2,517	2,647
利益剰余金	13,053	13,803
自己株式	54	0
株主資本合計	17,454	18,389
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	203	309
退職給付に係る調整累計額	489	423
その他の包括利益累計額合計	285	114
非支配株主持分	778	-
純資産合計	17,947	18,275
負債純資産合計	31,775	33,906

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
営業収益	33,732	33,628
営業原価	31,322	31,182
営業総利益	2,409	2,445
販売費及び一般管理費	1,179	1,217
営業利益	1,230	1,228
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	27	28
受取賃貸料	23	24
持分法による投資利益	12	5
その他	21	24
営業外収益合計	85	84
営業外費用		
支払利息	5	6
売上割引	3	2
債権売却損	12	11
その他	0	0
営業外費用合計	21	21
経常利益	1,294	1,292
特別利益		
固定資産売却益	62	42
投資有価証券売却益	-	34
補助金収入	10	8
その他	0	6
特別利益合計	73	91
特別損失		
固定資産除売却損	5	17
減損損失	-	0
特別損失合計	5	17
税金等調整前四半期純利益	1,362	1,365
法人税等	449	469
四半期純利益	912	896
非支配株主に帰属する四半期純利益	46	4
親会社株主に帰属する四半期純利益	866	891

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益	912	896
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	158	104
退職給付に係る調整額	14	65
その他の包括利益合計	172	170
四半期包括利益	1,085	1,067
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,039	1,062
非支配株主に係る四半期包括利益	46	4

【注記事項】

( 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理 )

( 税金費用の計算 )

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

( 追加情報 )

( 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用 )

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」( 企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日 ) を第1四半期連結会計期間から適用しております。

( 四半期連結貸借対照表関係 )

1 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	19百万円	14百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形	- 百万円	62百万円
支払手形	- 百万円	24百万円

( 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
減価償却費	924百万円	1,083百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	142	7	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	141	14	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	33,091	359	33,451	281	33,732	-	33,732
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	33,091	359	33,451	281	33,732	-	33,732
セグメント利益	1,418	187	1,606	68	1,674	443	1,230

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 443百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	32,982	352	33,335	293	33,628	-	33,628
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	32,982	352	33,335	293	33,628	-	33,628
セグメント利益	1,433	181	1,614	85	1,700	471	1,228

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 471百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(株)エスラインヒダ株式の追加取得)

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社エスラインヒダ(当社の連結子会社)  
事業の内容 貨物自動車運送事業

(2) 企業結合日

平成28年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループ経営の安定強化等を目的として、非支配株主が保有する株式を取得したものであります。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳  
取得の対価 現金 50百万円

4 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

13百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	84円96銭	85円67銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	866	891
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	866	891
普通株式の期中平均株式数 (千株)	10,199	10,409

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 当社は、平成27年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

「1株当たり四半期純利益金額」および「普通株式の期中平均株式数」については、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定し、記載しております。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月10日

株式会社エスライン  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。